

2013年度の経過と2014年度の取組みについて

I 2013年度地公部会の取組み経過

一、機関会議、交渉等の実施状況について

1. 機関会議、行動等

2012年

- 1025 第19回代表者会議(H5ソングウッド)
- 1029 地方自治体に働く臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を実現する法整備を求める院内集会(参議院議員会館1F講堂・200名)
- 1107 第1回幹事会(秋季確定闘争の取組等)
- 1112 第1回企画調整・第2回幹事会合同会議(地公基本権法案等)
- 1120 第3回幹事会(地方財政確立の取組等)
- 1219 第4回幹事会(雇用と年金接続に関わる取組等)
- 1220 「地公給与への国公給与減額の影響遮断」に関わる学習会(講師：島澤諭秋田大学非常勤講師)

2013年

- 0117 第2回企画調整・第5回幹事会合同会議(国公給与減額の影響遮断等)
- 0123 第3回企画調整・第6回幹事会合同会議(代表者会議議案等)
- 0128 第4回企画調整・第7回幹事会合同会議(国公給与減額の影響遮断等)
- 0129 第20回代表者会議(春闘方針決定)
- 0201 「地方財政計画」学習会(講師：総務省自治財政局)
- 0204 広報・組織行動担当者会議①(地公給与引下げ強制問題広報物、集会計画等)
- 0212 広報・組織行動担当者会議②(広報物制作、2.19集会企画等)
- 0213 第5回企画調整・第8回幹事会合同会議(地公給与引下げ強制問題闘争等)
- 0219 地方公務員賃金引下げ反対！地公部会全国集会(TKP市ヶ谷カンファレンスセンター・350名)
- 0220 地公給与引下げ強制に反対する総務大臣宛「大型はがき」要請行動実施(～4月末)
- 0226 第9回幹事会(3.26集会提起内容等)
- 0301 地公給与引下げ強制の問題点と課題に関わる地公部会組織内外用リーフレット作成・配布
- 0304 第10回幹事会(3.26中央行動等)
- 0311 広報・組織行動担当者会議③(3.26集会企画・行動等)
- 0312 第11回幹事会(3.26集会基調提起案等)
- 0313 第6回企画調整・第12回幹事会合同会議(3.26集会提起内容等)

- 0319 地方交付税改正法案に係る衆議院総務委員会民主党質疑傍聴行動実施
- 0322 広報・組織行動担当者会議④(3.26中央行動準備)
- 0325 地公給与引下げ強制の問題点に係る地公部会「地域ピラ」作成・配布
- 0326 地方財政確立・地方公務員賃金引下げ反対！地公部会3.26中央行動
地財確立をめざし、2013政府当初予算案、関連法案修正を求める院内集会・議員要請行動
地方公務員賃金引下げ強制反対！第2次中央集会(参議院議員会館1F講堂・250名)
- 0403 第13回幹事会(4.12集会等)
- 0408 書記長会議(大型はがき総務省提出の諾否に係る判断)
- 0412 地方公務員賃金引下げ強制反対！地公部会第3次中央決起集会(日本教育会館・800名)
地公部会女性・青年中央集会(日本教育会館・243名)
- 0507 第14回幹事会(地公給与引下げ強制の動向と取組み等)
- 0527 第15回幹事会(地公給与削減強制に対する取組現状と課題等)
- 0530 地方公務員災害補償基金支部労働側参与会議(地公部会・自治労共催)
- 0601 6月地方議会における「地方財政確立を求める意見書」採択の取組み実施
- 0610 第7回企画調整・第16回幹事会合同会議(地方自治法改正に係る対応等)
- 0618 第17回幹事会(地公給与引下げに関する自治体交渉の現状と課題等)
- 0618 骨太方針2013に関わる学習会(講師：黒田武一郎総務省大臣官房審議官)
- 0724 第18回幹事会(～7/25合宿・千歳市)
- 0730 2014年度の地方財政充実を求める地公部会中央集会(全電通会館・500名)
- 0806 第19回幹事会(2013人勧後の取組み等)
- 0910 第20回幹事会(9.18交流集会等)
- 0912 第8回企画調整会議(国民投票法改正に伴う地公法改正等)
- 0918 今後の地方財政に係わる学習会(講師：内藤尚志総務省自治財政局財政課長)
- 0918 2013年地方公務員賃金闘争交流集会(一ツ橋ホール・450名)
- 0926 2014年度地財確立に関する首長・議会議長要請の取組み実施(～10月下旬)
給与制度の総合的見直しに関する首長要請の取組み実施(～10月下旬)
- 0926 第21回幹事会(公務労協地公部会第1回総会議案等)
- 1009 第22回幹事会(公務労協地公部会第1回総会議案等)

2. 交渉等

2012年

- 1031 総務省公務員部長交渉(地公給与決定、労働基本権法案、高齢雇用、非常勤問題等の回答)/書記長
- 1112 地公の自律的労使関係制度に関する法案に係る稲見総務大臣政務官交渉/書記長
- 1127 2012年地財確立等に関する地方6団体要請(知事会は1/9実施)/幹事
- 1225 地方財政確立に関わる財務省要請(主計局地方財政担当主計官)/幹事

2013年

- 0109 地方財政確立に関わる総務省要請(自治財政局長)/書記長

- 0122 地方財政確立に関わる政党要請(公明・民主・社民)／書記長
- 0123 総務省公務員部長交渉(国公給与減額の影響遮断)／書記長
- 0208 全人連申入れ(2013春季要求)／議長・企画調整代表・幹事
- 0218 地方交付税減額に関わる総務省給能室長交渉／幹事
- 0219 【春季要求提出】総務大臣交渉／公務員連絡会委員長クラス
- 0219 地方公務員給与に関する地方自治体への「助言」に係る総務省給能室説明会
- 0308 地方財政計画に関わる総務省自治財政局説明会
- 0326 【春闘回答指定日】総務大臣交渉／公務員連絡会委員長クラス
- 0401 地公の高齢雇用施策に関わる総務省高齢対策室長交渉／幹事・担当役員
- 0412 地公給与削減強制反対大型はがき提出(72万筆)・総務省公務員部長交渉／書記長
- 0418 民間給与実態調査に関わる全人連申入れ／議長・企画調整代表・幹事
- 0425 地公給与に関する総務省給能室長交渉／幹事
- 0515 地公給与削減強制反対大型はがき提出(最終91万筆)・総務省給能室長交渉／幹事
- 0607 地公給与減額強制に係る総務省給能室長交渉／幹事
- 0620 【2013人勸期要求提出】人事院事務総長交渉／公務員連絡会委員長クラス
- 0620 行政不服審査制度見直しに係る審査会体制に対する地公災基金申入れ／構成組織担当役員
- 0808 【2013人事院報告・意見の申出】-月例給・一時金改定せず、給与制度の総合的見直し検討表明を報告
- 0809 2013地公給与勧告等に関する全人連申入れ／議長・企画調整代表・幹事
- 0809 2013人勸の地公取扱いに関わる総務省給能室長交渉／幹事
- 0823 2013人勸の地公取扱いに関わる回答の総務省給与能率推進室長交渉／幹事

二、2013年度春闘期以降の経過と課題

1. 地方公務員の給与引下げを巡る経過と課題

(1) 公務員連絡会地方公務員部会は、1月29日の第20回代表者会議で、国による地方公務員給与引下げ強制反対のたたかいを進めることを決定し、翌30日の公務労協が開いた地方代表者説明会で周知徹底をはかった。春季生活闘争期から人勸期までの給与引下げ強制反対のたたかいは、2013年度政府当初予算案、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（以下、「関連法案」）の衆議院通過の山場までの前半期とそれ以降の後半期の二期に分けて取組みを進めた。

前半期の取組みでは、2013年度政府予算案、関連法案の修正を求める国会対策、中央行動、地方決起集会の開催、大型はがき行動、地方公務員給与等に対する社会的な合意形成をめざしたシンポジウム開催や政府予算案、関連法案の問題点を訴える地域ビラ配布行動などを進めた。

(2) 2月19日に開催をした第1次中央行動「地方公務員賃金引下げ反対！2.19全国

集会」では、「地方自治と地方公務員給与引下げ要請を考える」（金井利之東京大学大学院教授）、「地方公務員給与引下げ－仕組みと影響－」（菅原敏夫（財）地方自治総合研究所研究員）の講演、地方公務員給与引下げ反対のたたかいの柱を提起した。

3月6日には、公務労協主催の「2013春季生活闘争・2013公共サービスキャンペーン開始中央集会」に併せて、2013年度政府予算案、関連法案の修正に向けた国会議員要請行動を実施した。要請では、地方公務員給与については各地方自治体における労使交渉の尊重をすべきであることから、必要な財源措置の確保、社会保障改革、税制改革関連法案の修正を求めた。

参議院段階での審議が大詰めとなった3月26日には、参議院審議の傍聴行動を配置するとともに、同法案などの修正を求める院内集会、及び議員要請行動を実施するとともに、「地方公務員給与引下げ強制反対！第2次中央集会」（東京・参議院議員会館一階講堂）を開催し、地方自治体交渉の山場を4月22日～26日に設定することを提起した。

地方交付税改正法案は、3月29日、参議院において民主党・社民党は反対したが、自民・公明・みんな・生活・維新各党などの賛成多数により可決・成立した。

4月12日には、「地方公務員賃金引下げ強制反対！第3次中央決起集会」を開催し、賃金引下げを「阻止」するための地方自治体交渉の山場に向け、国会審議における到達点等を踏まえた交渉の進め方について意思一致を行った。交渉では、①賃金・労働条件等の決定にあたっては、労使間の交渉・協議と合意を前提とすること、②国家公務員の臨時特例に準じた削減を実施しないこと、③職員の給与に関する必要な財源は、当局の責任において確保すること、④地方交付税法改正に対して、地方6団体の共同声明（2013年1月27日）などを参考にして、地方交付税法第17条の4を活用した意見提出を求めること、とした。

中央決起集会に併せて、地公部会女性・青年集会も開催した。さらに、同日、公務労協が主催した「2013春季生活闘争4.12第2次中央行動」にも、全国から5,000人の仲間が結集し、中央集会（日比谷大音楽堂）とデモ行進を行い、地方公務員の賃金引下げ「強制」反対を訴えた。

(3) 4月13日、早稲田大学メディア文化研究所に所属する「公共ネットワーク研究会」が、東京・千代田区の学士会館でシンポジウムを開催した。パネリストに地方財政審議会会長の神野直彦さんと多摩市長の阿部裕行さん、兵庫県立大学大学院教授の中野雅至さんの3人、ファシリテーターにNHK解説委員の城本勝さんを迎え、「地方公務員の給与引下げ問題」を題材に、地方自治のあり方、社会的閉塞感がもたらす公務員バッシングの危険性が論じられた。このシンポジウムは、アエラ5月27日号でも紹介された。

(4) 国会審議では、2013年度政府当初予算案、関連法案の修正を求めつつ、今般の

措置を受け、各地方自治体での交渉によって決することを視野に入れ、自治体交渉に資するような政府答弁を引き出すことを目標に取組みを進めた。

2月28日、衆議院本会議で2013年度一般会計予算案が提案され、3月11日まで衆議院予算委員会で審査された。しかし、政府・自民党は、関連法案は、地方税法改正法案とあわせて2013年度政府予算案に関わる「日切れ法案」であると主張、いったん予算案の審査を中断して先行審議することになった。これらの法案は、3月22日衆議院本会議で可決、3月29日の本会議で民主、共産、みどりの風、社民の各会派が反対したものの、自民・公明・みんな・生活・維新・改革の各会派が賛成し、可決・成立した。

また、2013年度政府当初予算案は、4月16日の衆院本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決、参議院に送られた。5月15日、参議院本会議では、新党改革を除く野党側の反対多数で否決されたが、衆議院と参議院で議決が異なったことから、憲法60条の規定に基づいて、衆議院の議決が国会の議決とされ、今年度予算が成立した。

2013年度政府当初予算案、関連法案の成立という結果になったが、国会審議を通じて、①政府「要請」を実施するかどうかは各自治体の自主的な判断であり、自治体に強制するものではないこと、②実施しない場合でも、ペナルティはないこと、③要請と人事委員会勧告のどちらを優先するかは、自治体において自主的に判断されるものであること、④地域の元気づくり推進費の用途は制限されないこと、⑤地方公務員給与引下げ額に見合った額として緊急防災・減災事業、地域の元気づくり事業を実施することから地域経済への影響はないという政府答弁は、試算もしておらず、何ら根拠がないことが明らかとなったこと、⑥国家公務員の非常勤職員は、常勤職員と同水準のボーナスが支給されないなどの場合は減額が行われていないという認識を政府として示させた上で、地方公務員についても、国を参考に取り扱う必要があることなど、地方自治体での交渉に資する答弁を引き出した。さらに、①閣議決定により地方公務員の給与費の単価決定をしたことは、政治的判断であり、合理的、客観的な単位費用ではないこと、②閣議決定で地方公務員の給与単価を決めることは今年度限りであることなど、今後につながる答弁も引き出すことができた。

(5) 地方公務員給与引下げは地方の民間労働者の賃金引下げに連動することから、連合との連携強化をはかる中で、連合は、2013年度政策・制度実現の取組み方針において、政府・政党に対して地方公務員の給与引下げを前提とした地方交付税の減額を行わないよう要請すること、地方連合会は、地方自治体に対し、地方公務員の給与引下げを行わないよう働きかけることを決定した。この連合方針を受け、地方段階では、地方連合会とともに決起集会の実施、首長への申入れが実施された。

(6) 4月12日には、地公部会書記長クラス交渉委員が、三輪公務員部長との間で大型

はがき提出交渉を行い、2月より全国で取り組んだ大型はがき行動(署名)、60,474枚、726,226筆を提出した。交渉メンバーからは「給与引下げ強制であり、この地方公務員の憤りをしっかりと受け止めて頂きたい」と抗議の意を表し、署名を提出した。署名を受け取った三輪公務員部長は、「日頃から様々な職場で、地方自治を第一線で支えていただいている地方公務員の皆様からの、72万人を超える署名は、総務省としても重く受け止めさせていただく」と述べた。

4月25日、新藤総務大臣が、22日に全国知事会の山田知事らと会い、「地方公務員給与の在り方について自治体と協議する場を設置する」と述べたとする報道を受けて、翌26日、地公部会幹事クラス交渉委員による総務省給与能率推進室長交渉を行った。

三橋給与能率推進室長からは、「事実経過については、4月22日、全国知事会の山田会長、全国市長会の森会長、全国町村会の藤原会長の3人が、新藤大臣を訪問し要請を行ったもの。要請書は地方六団体会長の連名となっている。総務大臣は、①今回の措置は、平成25年度に限って臨時異例に、国家公務員の給与減額支給措置に準じた必要な措置をお願いしているものであり、ご理解いただきたい、②地方公務員給与の今後のあり方については、総務省と地方側とで話し合いの場を設ける等と応じた、というもの。平成26年度以降のことについては、現時点では、国家公務員の給与の取扱いも含め何も決まっていない。地方三団体からはラスパイレス指数に関して要請書でも指摘されており、まずは国と地方の給与比較の方法について、関係実務者により検討したいと考えているが、平成18年に行ったような有識者をお願いして研究会を立ち上げるようなことは考えていない」と回答した。地公部会からは、「仮に技術的な検討であっても、公務員連絡会地公部会の意見を十分聞いてほしい」と要請した。

5月15日は、地公部会幹事クラス交渉委員が、三橋給与能率推進室長へ大型はがき第2次集約分を提出し、交渉を行った。最終集約は73,798枚、911,163筆となった。

6月7日、地公部会は、総務省給与能率推進室長交渉を行い、政府はこの間、給与削減措置は強制ではないとしているにも関わらず、度重なる進捗状況調査や都道府県等の人事担当者への個別ヒアリングは、自治体に削減圧力と受け止められているとともに、マスコミ報道による公務員バッシングも助長されており、自治体現場に混乱を生じさせているとして、あらためて、給与削減を自治体に強制しないよう申し入れた。

(7) 総務省は8月2日、7月1日現在の地方公務員給与削減の取組み状況調査の結果(1,038地方自治体(58.1%)が実施、133自治体(7.4%)が実施予定・協議中)を公表した。その後も、新藤総務大臣指示のもと、未実施自治体がある都道府県と未実施の政令市の担当者呼び、あらためて削減要請を行った。これに対して、

8月9日、地公部会は総務省給与能率推進室長交渉を実施し、この間の給与独自削減や定員純減などの行革努力等を勘案し、自主的に削減をしないとした地方自治体の判断を国が評価することは、まさに地方自治への介入であり、言語道断と強く抗議した。また、総務大臣が、「ペナルティは考えていないが、歳出が適切だったかどうかは考えていくことになる」と、地方財政上の措置を行うことを示唆する考えを明らかにしていることから、削減しない自治体に対して財政面からのペナルティを課さないとする国会答弁を誠実に履行するよう申し入れた。

三橋室長は、「検討中の自治体については、速やかに対応頂けるよう改めて協力をお願いしている」、「現在のところ、大臣は、今回の要請を受けて給与削減を行わない団体に対して制裁を目的とした措置は行わないと言っている」と回答した。引き続き、今後の動向を注視し、自治体交渉と地方議会对策の強化、財政上のペナルティを課すことがないよう対応を進める必要がある。

また、人事委員会勧告・報告に向けた交渉・協議の中で、人事委員会として「要請」に対する見解を示すよう求めるとともに、秋季確定交渉等を通じて、給与削減措置を2014年3月末で確実に終了させる必要がある。

2. 2013人事院報告と地方公務員の給与決定等に関わる交渉

人事院は8月8日、国家公務員の給与について、月例給、一時金の官民較差は小さく、改定しないと報告し、給与改定勧告を行わなかった。報告では、給与制度の総合的見直しが必要であり、検討して早急に結論を出すとしている。また、配偶者の海外転勤に伴う休業制度を措置する意見の申出を行った。

公務員連絡会は、政府に対し報告等への特段の対応を求めるものではないことから、関係閣僚（総務、厚労、官房長官）への申入れは行わないこととし、政府が、人事院の報告通り、給与改定を行わないこと等を決定する見通しとなった場合には、総務省交渉を配置し、その内容の確認等を行うこととした。

地方公務員給与に関わる人事委員会勧告・報告に向けては、国家公務員の月例給、一時金の官民較差は小さかったものの、例えば、富士通やパイオニアの定昇凍結、シャープやパナソニック等の夏季一時金の大幅カットなど、関西・四国・九州の各電力では電気料金の引上げに関わって給与カットが行われているなどから、予断は許されず、地公部会は、例年同様に8月9日に全人連、総務省に人事院報告を受けた地方公務員給与の取扱い等について申入れを行った。また、総務省とは、同月23日に、申入れに対する回答交渉を行った。

全人連に対しては、政府からの給与削減強制は、地方公務員の給与決定制度の根幹を揺るがす深刻な事態であり、各人事委員会においては、労働基本権制約の代償措置としての使命と責任のもと、このようなことが二度と起こらないよう、可能な対応をすることを強く求めた。また、人事院報告にある、給与制度の総合的な見直し検討

については、給与構造改革が完了してようやく2年を経たに過ぎず、拙速であり、かつ、地域間較差について、確かなデータも示さず、較差解消の見直し検討を行うというのは恣意的であり、看過できない問題であると指摘した。これに対して、内田全人連会長は、「人事院の勧告に従うべきものではないが、各人事委員会が勧告作業を行う上で、参考となるものであることから、その内容については、十分に吟味する必要がある」と回答した。

3. 雇用と年金の確実な接続

人事院は報告で、本年3月26日の政府の閣議決定「国家公務員の雇用と年金の接続について」による再任用制度の運用と人事院に対する要請に対して、「当面の措置として、やむを得ない」としつつ、「年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには（中略）段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要がある」と定年の引上げを検討するよう求めている。地公部会は、公務員連絡会に結集して、年金支給開始年齢が62歳になるときまでには定年延長が実現するよう取組みを進める。

閣議決定に基づく再任用者の給与制度上の措置の検討要請も踏まえ、人事院は、本年の民調で、定年前常勤従業員及び再雇用者の給与の取扱いに関する給与水準の変更の有無と各種手当制度等を調査した。それによると、本年度から公的年金支給年齢が引き上げられることに伴い、公的年金が一部支給される再雇用者の給与水準について「変更しない」と回答した企業が80%を超えていること、公的年金が支給されない再雇用者の給与水準について、公的年金が一部支給される再雇用者の給与水準と「同じにする」と回答した企業が77%台であり、「高くする」との回答は2%台にとどまった。背景には、民間においては、本年4月1日から年金支給開始年齢が61歳に引き上げられたが、この時点では、公的年金が支給されない再雇用者がほとんどいなかったということがあげられる。

来年度に向けては、こうした再雇用者が増え、民間において何らかの給与上の対策が講じられることが見込まれることから、報告では、年金を支給されないこととなる再雇用者の給与状況についての動きはないとの結果しか得られず、来年民調結果を踏まえて、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについて検討をすとした。

総務省は本年3月29日に総務副大臣通知「地方公務員の雇用と年金の接続への対応について」を発出した。通知では定年退職者が再任用を希望する場合、公的年金の支給開始までの間、当該職員を再任用することとする。また、意欲と能力がある人材を幅広く最大限活用できるよう努めるとともに、公務内で積極的に活用できる環境整備など、地方公共団体に対して閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請している。4月2日、地公部会は、総務省公務員部高齢対策室長交渉を行い、昨年11・26通知「地方公務員の雇用と年金の接続への対応について」において、①現行の再任用制度により、退職者本人の意向も十分踏ま

え、可能な限り雇用の継続を図るよう配慮すること、②再任用条例を制定していない地方自治体は、速やかに制定を図りたいこと、③現行の再任用制度の職員への周知、定年退職予定者等の意向把握、再任用職員を充てる職の検討、職務の再編等による再任用ポストの確保等、必要な準備を進めることを各地方自治体に助言している効力は継続していることを確認した。さらに、3.29総務副大臣通知では、「能力・実績に基づく人事管理の推進」として、人事評価制度の活用を求めていることから、再任用する際の判断基準を想定して、人事評価制度を活用することを求めているのかを質した。それに対して総務省は、「再任用の義務化によって高齢層職員の割合の増加、在職期間の長期化が想定され、そのことが若年層職員のモチベーション低下の要因にもなりかねないことから、あらためて能力・実績に基づく人事管理の推進を図っていただきたいという趣旨。人事評価を再任用の際の判断基準として、再任用のハードルを上げるものではない。民間でも、定年退職者の継続雇用の際に、現役時の退職事由、解雇事由を上回る基準を設けることはできないことになっており、公務員においても同様と考えている」と回答した。地方段階では、これらの通知、回答を踏まえた取組みを進めていく必要がある。

総務省は、現在、再任用条例制定状況を調査中であり、その結果を踏まえて、未制定自治体に対しては、早期に制定するよう求めていく必要がある。再任用者の給与水準、手当の見直しについては、ほとんどの地方自治体が、国家公務員の再任用俸給表に準拠している。地方からは、公的年金が支給されない再任用者の給与水準、手当について、再任用後の職務・職責に応じたものとなっていないなどの課題が上がっており、地公部会は、これらの課題を集約し、今後の総務省交渉等の場で積極的な対応を行うよう求めていく。

4. 臨時・非常勤職員をめぐる現状について

5月28日、民主、みんな、生活、共産、みどりの風、社民の野党6党が「地方自治体の臨時・非常勤職員に通勤手当や一時金など諸手当を支給することができる」とした地方自治法の一部を改正する法律案を参議院に共同提出した。6月20日の参議院総務委員会において、江崎孝参議院議員が法律案の趣旨説明を行った。

また、6月13日、参議院総務委員会において給与法改正案が採決の際、「政府及び人事院は、公務員の臨時・非常勤職員については制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう配慮すること」とする附帯決議も採択された。

その他にも、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定に関わる質疑が数多く出された。6月26日、第183通常国会閉会、7月参議院選挙が行われたことから、地方自治法改正案は、審議未了、廃案となったが、国会において、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善についての課題認識が、与野党を問わず、確実に広がってきている。

地公部会は、6月27日「第183通常国会における臨時・非常勤職員の処遇改善等に関わる到達点と課題について」とする事務局長談話を発出した。その中で、「民主党を中心とする政権において地方自治法改正を実現するため、署名行動、院内集会をはじめとした取組みを進めてきたことが、地方自治法の一部を改正する法律案の国会提出等につながってきた。第183通常国会における到達点として評価できる」とした。

国会におけるこれらの動きを受けて、総務省は臨時・非常勤職員の雇用安定・処遇改善に向けた体制を整備し、8.23総務省交渉においても、これまでになく丁寧な回答を行うなど、見直しに向けて動き始めている。

一方、この間の取組みを通じて、首長、地方議会において臨時・非常勤職員に係る課題についての認識が希薄であることが、一層明らかになった。国が課題解決に向けた整備を行ったとしても、地方自治体当局が、それを受けた対応を行わない限り、絵に描いた餅に終わる。2013秋季闘争から2014春闘期の主要課題として、連合とも連携をしつつ、国に対して臨時・非常勤職員の雇用安定・処遇改善に関わる法整備等の要望を行うよう、首長への要請や地方議会対策を積極的に進めなければならない。

5. 地方財政をめぐる現状について

(1) 2014地方財政をめぐる現状について

政府は8月8日、2014年度予算編成の指針となる概算要求基準と、2015年度までの財政健全化の目標を示した中期財政計画を閣議了解した。中期財政計画では、国・地方の基礎的財政収支の赤字を半減させる目標達成のため、赤字額を2013年度の34兆円から、2015年度に17兆円程度に減らす必要があると指摘し、国については、赤字を各年度で4兆円ずつ減らし、2013年度の23兆円から2015年度には15兆円程度に圧縮することを目指している。地方財政については、リーマンショック後の地方の景気対策として設けられている歳出の特別枠約1.5兆円（2013年度）を縮小する方針を示した。この特別枠は、民主党政権のもとで拡充がはかられ、地方財政の充実に大きな役割を果たしてきており、その結果として、給与の独自削減を実施している自治体の減少にもつながっている。地域経済活性化などを目的とした特別枠の廃止は、アベノミスクによる景気回復が及んでいない多くの地方自治体においては、地域経済の回復の遅れ、疲弊につながることから、その維持を求めて取組みを進める。

総務省は8月30日、2014年度政府予算概算要求に伴い、2014年度地方財政収支の仮試算を公表した。それによると、今年度に比較して地方公務員給与の復元分として0.8兆円増、退職手当分削減分が0.1兆円減（昨年比△4.4%）とし、給与関係費総額では20.5兆円という試算となっている。一方、今年度給与の臨時特例対

応分として計上した緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり事業費の取扱いについては、予算編成過程で検討としている。

安倍政権は、アベノミクスによる大幅な金融緩和による円の国際的な信用不安を回避するために、消費税引上げとともに国と地方の財政再建を実施する流れを強めており、2014年度の地方財政を巡っては、民主党政権下とは異なる政治・経済情勢にある。さらに、地方交付税の合併算定切り替え終了や行革努力を反映する新たな交付税算定の導入などの検討が進んでいること、交付税上の別枠加算の廃止も懸念されているなど課題が山積している。このような中、全国知事会は8月1日、政府に対して地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保すること、歳出特別枠の維持、地方交付税における「頑張る地方」の支援の具体的な制度設計に際しては、国による政策誘導とならないような仕組みとするなどの要請を行っている。

地公部会は、7月30日に2014地方財政確立をめざす中央集会開催、8月22日、公務員連絡会地方代表者人事院報告等説明会、9月18日には、地方財政学習会、及び地方公務員賃金闘争交流集会を開催し、中央・地方一体となった取組みを提起してきた。

(2) 2012年度特別交付税減額措置について

地公部会は、2013年2月18日、2012年度特別交付税の取扱いについて総務省交渉を実施し、諸手当などの支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額するという措置を取らないよう申し入れた。

3月22日、「平成24年度特別交付税額の決定」が閣議報告された。それによると、期末勤勉手当、寒冷地手当、地域手当について、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、特別交付税を減額することとなった。地公部会は、28日、総務省交渉を行い、申入れへの回答もないまま、特別交付税の減額が実施したことに対して遺憾の意を表明するとともに、労使の協議等を十分行うよう求めた。

6. 労働安全衛生確立

(1) 被災地の地方公務員のメンタルヘルス対策について

東日本大震災の被災地域に勤務する地方公務員のメンタルヘルス対策に関わっては地公部会は発災以降、総務省、地方公務員災害補償基金（以下、地公災基金）との交渉・協議を積極的に進め、2012年9月より、地公災基金本部より東日本大震災に関連するメンタルヘルス総合対策事業が始まった。当面の財政的な措置として、事業実施に必要な特別交付税措置が行われている。2015年度までの事業は、2年目に入ったが、これまでの効果と課題について、地公災基金本部との交渉・協議を通じて明らかにするよう求めていかなければならない。特に、福島県につ

いては、原発事故が続いているという事情もある。被災地の職員のメンタルヘルス等の労働安全衛生上の現状と課題について各構成組織間で十分な共有化をはかるとともに、それを踏まえ国会対応、総務省、地公災基金本部との交渉・協議を進めなければならない。

(2) 公務災害補償の取組み

2009年7月以来、地公災基金との間で進めてきた精神疾患認定基準の明確化、具体化、認定に関わる使用者責任の明確化を巡る交渉・協議は、2012年3月26日の交渉をもって一定のまとめを行った。この間の取組みを通じて、ア．職場の労働安全衛生体制確立のポイントを地公災からの通知として発出させたこと、イ．同通知を活用し、労安体制確立を目指した労使交渉の視点について整理を行うなどの成果があった。組合としての積極的な学習とそれを活用した基金支部における審査、当局交渉等に資するため「認定基準通知」の周知徹底をはかることを目的に、本年も、5月30日に「地公災基金労働側参与会議」を自治労との共催で実施した。

今般の被用者年金一元化と退職手当の見直しに関わって、公務上障害・遺族年金の負担が、これまでの使用者負担から職員側の負担を含めた保険方式へと見直された。それを受け、公務労協社会保障専門委員会では、現行制度における認定基準の見直しに向け、連合との協議を踏まえ、「公務災害（とくに脳・心臓疾患、精神疾患）認定の見直しについて」をまとめた。特に、地方公務員災害補償制度では、「請求主義」を採っており使用者立証責任があいまいであり、事実認定に時間がかかること、不正確な事実認定も影響し、公務外認定の事例が多いことなどの問題点も指摘されてきたところである。また、社会保障専門委員会のまとめでは、個別事案に対する取組みは各構成組織において主体的に進められる必要があるが、それらの取組みを通じて、公務災害認定手続き上や認定にあたって課題となった点については、公務労協の各部会において整理し、人事院、地方公務員災害補償基金との交渉・協議を進めていくことを受け、地公部会としても積極的な取組みが必要である。とくに、国家公務員の場合と異なり、基金支部・本部段階に審査会が設けられ、労働側の参与が意見を述べることとなっており、各段階で参与の役割と責任が重要であることから、「地公災基金労働側参与会議」の一層の充実をはかる必要がある。

(3) 行政不服審査法を巡る現状について

政府は、行政不服審査法改正に向けた検討を進めており、それに伴い地方公務員災害補償制度見直しの方向性が示された。それによると、再審査請求を廃止し、地公災基金本部段階での審査の一元化となる懸念が高くなっている。そうなった場合には、これまで以上に、現場の実情にもとづいた審査が行われにくくなるのではないかといった問題があり、申立人の権利救済といった面で問題が生じると

同時に、本部審査会における審査件数が増加し、審査会参与の負担増、それによる審査の形骸化につながる。

地公部会は、6月24日に地公災基金本部との交渉において、支部審査会存置を求めた。さらに、行政不服審査制度の見直しに関わる政府のパブリックコメントにも各構成組織本部、地方組織からの意見募集にも取り組んだ。しかし、多くの基金支部からは、行革の一環として支部審査会を廃止すべきという意見も出されているなど、職員の安心・安全よりも行革を優先するといった動向があり、引き続き、地公災基金本部、総務省交渉、基金支部との交渉・協議を強めていかなければならない。

Ⅱ 2014年度の取組みについて

地方公務員をめぐる現状と課題で述べたことを踏まえ、地方公務員給与・労働条件の充実、雇用と年金の確実な接続、臨時・非常勤職員に関わる雇用安定・処遇改善、東日本大震災の被災地で働く地方公務員をはじめとしたすべての地方公務員の労働安全衛生体制の充実に向け、下記のような取組みを進めていく。

1. 雇用と賃金・労働条件に関わる取組み

(1) 国の「要請」を受けた地方公務員給与削減

国の「要請」を受けた地方公務員給与削減が2014年3月末で確実に終了するよう公務員連絡会に結集して取組みを進める。

(2) 給与制度の総合的見直しに対する取組み

人事院が本年報告した「給与制度の総合的見直し」については、公務員連絡会が提起する方針に沿って取組みを全力で進める。とりわけ、地域間の配分の見直しは地方公務員給与水準の引下げばかりか、民間労働者の給与と地域経済へ悪影響を及ぼすとともに、地方交付税減額や地域の公共サービス低下につながりかねないなど、地域社会に与える影響が大きいことから、地方団体への要請や地方連合への働きかけと首長要請等に取り組む。また、世代間の給与配分の見直しに関わっては、公務員連絡会は、官民の役職構成が異なることによって生じている給与差について埋める必要があるのかを含めて議論を進めていくこととしている。地公部会は、その議論とともに地方公務員の実情を踏まえた対応も進めていく。さらに、諸手当の見直しについては、人事院の検討動向を把握しながら、地方公務員にとってのそれぞれの手当の意義と支給実態を踏まえ、仕事と生活の両面からの必要性に基づいて対応していく。

(3) 企業・現業職員給与の一方向的な引下げに対する取組み

企業・現業職員給与の一時的な引下げをさせないため、総務省に対して、労使交渉による自主的・主体的な労働条件決定を尊重することを自治体当局に徹底するよう求める。また、「給与制度の総合的見直し」の検討動向を注視し、民間委託化が地方へ波及しないよう必要な対応を進める。

(4) 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定の実現について

- ① 臨時・非常勤職員の雇用安定・処遇改善に向け、下記の点について法整備などの実現をめざし、総務省交渉・協議、政治対策を進めるとともに、2014春闘期では、世論喚起を目的とした取組みの強化をはかる。
 - パートタイム労働法、労働契約法の趣旨を十分踏まえた法整備等の実現をはかること。
 - 勤務実態や勤務時間に着目して常勤の職員に該当すると見なされる臨時・非常勤職員への諸手当支給は違法ではないとした司法判断を尊重し、地方自治法改正など必要な対応を行うこと。
 - 専門的な知識と、実務経験の積み重ねが必要とされる公共サービスに従事する臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」等で指摘されたことを参考にし、必要な対応を行うこと。
 - 公務労協が進める短時間公務員制度の実現をめざし、地公部会構成組織間で十分な合意形成をもとに取組みを進める。
- ② 国に対して臨時・非常勤職員の処遇改善・雇用安定に向けた法整備を求める要望を行うよう首長へ要請すること。また、地方議会対策（質疑、意見書採択）を積極的に進める。

2. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組みについて

- (1) 雇用と年金の接続については、公務労協に結集し、年金支給開始年齢が62歳になるときまでには定年延長が実現するよう取組みを進める。
- (2) 当面は、以下の実現をめざし交渉を進める。
 - 退職者本人の意向も十分踏まえ、雇用の継続を図ること。
 - 再任用条例を制定していない地方自治体は、速やかに制定を図ること。
 - 現行の再任用制度の職員への周知、定年退職予定者等の意向把握、再任用職員を充てる職の検討、職務の再編等による再任用ポストの確保等の実現をはかること。

また、各構成組織においては、公的年金が支給されない再任用者の給与水準等に関わる問題点や課題を集約し、地公部会は、それを踏まえた総務省交渉を実施する。

3. 労働安全衛生体制の充実について

- (1) メンタルヘルスを含む健康管理体制の充実、職場の労働安全衛生体制の確立、福利厚生の実施を一層推進するため、総務省、地方公務員災害補償基金との交渉・協議を強化する。
- (2) 地方公務員の「精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務災害認定」基準の見直しと公務災害認定に関わる使用者責任の明確化を求めて、地方公務員災害補償基金との交渉・協議を進める。
- (3) 東日本大震災の被災地に勤務する地方公務員のメンタルヘルス対策について、現場の実情を踏まえ、具体的な成果があがるよう総務省、地方公務員災害補償基金など関係機関との交渉・協議を強化する。
- (4) 行政不服審査法改正にあたっては、請求人の生活の安定と福祉の向上に資するよう現行二審制を維持するほか、必要な法整備を求めて総務省、地方公務員災害補償基金との交渉・協議を進める。

4. 労働基本権確立等の取組み

協約締結権の付与による自律的労使関係制度の確立を引き続きの課題とし、公務労協、連合に結集し、国家公務員制度改革基本法に定められた自律的労使関係制度の措置等の公務員制度改革に取組む。また、構成組織の各級機関等では、「当局への要求書提出と交渉」を習慣化するなど、交渉力の強化をはかる。

5. 地方財政確立に関わる取組み

政権交代によって民主党政権下での地方財政の充実政策からの転換が進められていること、公共サービス基本法を具体化し、全国すべての地方自治体で質の高い公共サービスを提供するには、産業・人口基盤の差による地方財政の格差を国の責任において解消する必要があることから、地方交付税の拡充など地方財政の確立をめざし、総務省・財務省・各政党・地方団体に対する要請行動等の取組みを強化する。また、地方段階では、首長要請、地方議会での意見書採択に取り組む。

Ⅲ 2013秋季闘争の取組みについて

1. 2013秋季闘争以降の取組みの考え方について

2013秋季闘争では、①月例給水準、一時金の維持、地方財政計画における給与費の回復と地方財政総額確保、②給与制度の総合的見直しについては、組織内学習の徹底と人事委員会、当局との間で見直しの問題点について共有化をはかること、③臨時・非常勤職員の雇用安定・処遇改善、④雇用と年金の実な接続の5つの柱を重点課

題として取り組む。

2014年度予算編成期は、地方財政の取扱いが重要な政治課題となることは必至であることから、地方公務員給与と地方財政確立の取組みを一体的に進める。

秋季闘争以降の取組みにおいて首長要請、関係する地方議員をはじめとした地方議会対策は、2015年春の統一自治体選挙に向けた取組みの一貫として位置づけて進める。

(1) 人事委員会交渉・協議について

国家公務員は月例給、一時金の改定なしであっても、企業間の業績のバラつきが大きいことに留意し、人事委員会交渉・協議を進める。

① 人事委員会交渉

民間給与実態に基づき公民比較を精確に把握し、地方公務員労働者の本来あるべき給与勧告を求めること、特に、国の要請を受けた給与削減措置が実施されている自治体においては、人事委員会に国の要請に対する見解を示させること。以下の具体的な要求をめざして交渉・協議を進める。

ア. 月例給水準、一時金を維持すること。

イ. 給与削減措置が実施されている自治体においては、減額措置後の給与に基づく公民較差を基本とし、本来あるべき給与を勧告すること。

ウ. 地域、及び職員の実情を踏まえた諸手当の改善を行うこと。

エ. 臨時・非常勤職員の処遇改善に関わって、人事委員会として可能な対応を行うこと。

オ. 新たな高齢雇用施策については、65歳までの段階的定年延長を実現するため直ちに意見の申出を行うこと。

カ. 配偶者帯同休業制度の意見の申出を行うこと。

(2) 地方公務員の生活を守るための給与水準の確保をめざす賃金確定闘争について

① 2013賃金確定闘争の取組みの考え方とヤマ場

2013自治体賃金確定の推進にあたっては、地方公務員の生活を守るための給与水準確保と公務部内の不均衡を正し、同一価値労働同一賃金の実現をはかることを基本置き、労使交渉・協議、労使合意を求めて取組みを進める。自治体賃金確定闘争のヤマ場は11月11日の週とする。

② 国の給与削減強制に対する取組み

賃金確定闘争時期に、国家公務員の給与減額措置終了を政府が明確にしていな場合には、国の「要請」を受けた給与減額を3月末で確実に終了すること（地方公務員給与回復）、地方公務員の給与減額「要請」を二度と行わないよう、政府へ要望する。

③ 人事院「給与制度の総合的見直し」報告に対する取組み

人事院は「給与制度の総合的見直し」を国家公務員給与減額支給措置終了後、

実施するとしている。「給与制度の総合的見直し」に対しては、公務員連絡会は、人事院から具体的な提案等があつて以降、取組みを提起する予定である。

④ 現業・公営企業職員の賃金交渉に対する取組み

以下の点を重視して交渉を進めること。

- 労働協約にもとづき決定されること。
- 公民給与の比較に際しては、職務内容について十分な分析が必要なこと。
- 公民給与の比較に際しては、勤続年数、年齢など給与決定要素の条件をそろえて、同種・同等のもの同士の給与を比較すること。
- 労使交渉の議事概要の公表にあたっては、個人情報保護を重視する観点から、公開上のルールを協約として締結すること。

(3) 臨時・非常勤職員の処遇改善、安定雇用確保に対する取組み

臨時・非常勤職員の処遇改善・雇用安定を秋季確定闘争の重点課題とし、自治体当局との交渉を進める。また、地方議会対策（質疑・意見書採択）を積極的に進める。これらの取組みを進めるために組織内学習会（組合員・未組合員、組織内議員対象）を実施する。

(4) 地方公務員の段階的な定年延長を求める取組み

雇用と年金の確実な接続に向け、当面は、以下の実現をめざし交渉を進める。

- 退職者本人の意向も十分踏まえ、雇用の継続を図ること。
- 再任用条例を制定していない地方自治体は、速やかに制定を図ること。
- 現行の再任用制度の職員への周知、定年退職予定者等の意向把握、再任用職を充てる職の検討、職務の再編等による再任用ポストの確保等の実現をはかること。

(5) 地方財政確立の取組み

地方財政の確立に関わっては「国と地方の協議の場」での議論が重要であり、中央・地方一体となって、連合とも連携をしながら、政府（総務省、財務省）、地方6団体への働きかけを強める。

地方段階では、地公産別共同で、10月下旬までに、地方財政に確立に関わっては首長と地方議会議長への要請行動を実施する。また、引き続き、地方交付税法第17条の4を活用した意見提出に取り組む。

秋季確定闘争勝利 と2014地方財政確立をめざす地方決起集会を開催（10～11月）し、情勢認識の共有化と取組みの意思一致をはかる。

2. 具体的行動

地方公務員給与と地方財政確立の取組みを一体的に進めるため、10月29日に地財確立中央行動を実施するとともに、必要な対応を行う。